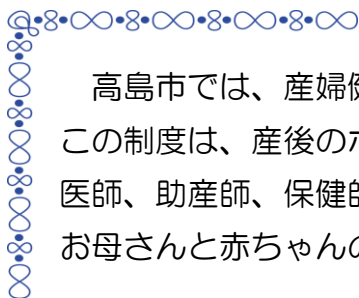
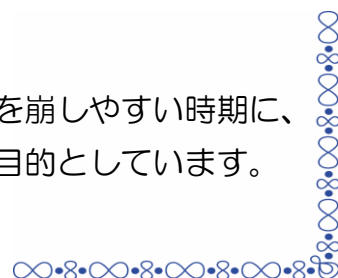


産婦健康診査費公費負担制度について



高島市では、産婦健康診査費用の一部を助成しています。
この制度は、産後のホルモンバランスの崩れや慣れない育児から体調を崩しやすい時期に、医師、助産師、保健師等の専門職が早期に支援させていただくことを目的としています。
お母さんと赤ちゃんの健康管理にお役立てください。





○受診券の使用について

産婦さんお一人につき 5,000 円を上限とした受診券を 2 枚交付します。

この受診券は、出産後 2 週間から 1 カ月頃の産婦健康診査受診時にご利用できます。

注意事項

- 受診当日に高島市に住民票がない場合、この受診券はご使用いただけません。
- 受診 1 回につき 5,000 円を超えた額については自己負担ください。
- 産婦健康診査以外の疾病に治療を要した費用は対象となりません。

①「受診券」の太枠内に必要事項を記入。 「エジンバラ産後うつ病質問票 (EPDS)」を記入し、「本人様控」を切り取っておく。	
高島市民病院・浮田クリニックで受診の場合	左記以外の医療機関で受診の場合
②窓口で下記の書類を提出してください。 <input type="checkbox"/> 受診券 <input type="checkbox"/> エジンバラ産後うつ病質問票 (EPDS) 	②窓口で下記の書類を提出してください。 <input type="checkbox"/> 「主治医様」宛文書 <input type="checkbox"/> 受診券 <input type="checkbox"/> エジンバラ産後うつ病質問票 (EPDS) <input type="checkbox"/> 返信用封筒 
③支払い時に 5,000 円が公費負担されます。 (5,000 円を超えた場合は自己負担金をお支払いください。)	③産婦健診にかかった費用を全額お支払いし、領収書をお受け取りください。 ④後日、下記の書類を市に提出し、返金手続きを行ってください。 <input type="checkbox"/> 産婦健康診査費請求書* <input type="checkbox"/> 産婦健康診査受診時の領収書 <input type="checkbox"/> 印鑑 <small>※事前に振込口座番号等記入をお願いします</small>
<書類等提出先> 高島市役所 健康推進課 (新旭保健センター) または各支所 (今津は今津保健センター)	